

奈良学園大学 保健医療学部 リハビリテーション学科
理学療法学専攻

臨床実習教育の手引き



奈良学園大学
NARAGAKUEN UNIVERSITY

保健医療学部 リハビリテーション学科
〒631-8524 奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1
TEL 0742-95-9800 (代表)
Mail ngu-reha@naragakuen-u.jp (実習管理センター)

臨床実習教育の手引き

目次

I. リハビリテーション学科の教育と臨床実習	3
1. 本学の教育理念	
2. リハビリテーション学科の教育目標	
II. 臨床実習の種類	4
1. 実習の種類とスケジュール	
2. 理学療法見学実習ⅠおよびⅡ	
3. 理学療法見学実習Ⅲ	
4. 理学療法評価実習	
5. 理学療法総合臨床実習Ⅰ	
6. 理学療法総合臨床実習Ⅱ	
III. 学生の役割・責務	10
1. 臨床実習における注意事項	
2. 個人情報の保護について	
3. 出欠の扱いについて	
4. 事故防止と事故発生時の体制	
5. 感染症発生、感染事故時の体制	
6. 事前セミナー	
7. 事後セミナー	
IV. 臨床実習指導者の役割（臨床実習指導者の皆様へのお願い）	15
V. 大学教員の役割	17
VI. ハラスメントについて	18
各種様式・資料・別冊資料	

各種様式・資料・別冊資料

各種様式

- 【様式 1】 振り返りシート（兼出席確認） 【別紙資料 A】
- 【様式 2】 臨床実習指導者情報シート（見学版） 【別紙資料 A】
- 【様式 3】 振り返りシート（兼出席確認） 【別紙資料 B】
- 【様式 4】 臨床実習指導者情報シート（評価総合版） 【別紙資料 B】
- 【様式 5】 個人情報保護に関する誓約書
- 【様式 6】 臨床実習事故/感染＜加害・被害・自傷＞報告書
- 【様式 7】 欠席・早退・遅刻届（該当者のみ）
- 【様式 8】 理学療法見学実習Ⅰ・Ⅱ学生個人資料 【別紙資料 C】
- 【様式 9】 理学療法見学実習Ⅲ学生個人資料 【別紙資料 C】
- 【様式 10】 理学療法評価実習・総合臨床実習学生個人資料 【別紙資料 D】
- 【様式 11】 指導者申し送りシート 【別紙資料 C】
- 【様式 12】 学生振り返り・指導者申し送り・教員指導シート 【別紙資料 D】
- 【様式 13】 教員用 実習 学生評価用紙（理学療法見学実習Ⅰ・Ⅱ）
- 【様式 14】 教員用 実習 学生評価用紙（理学療法見学実習Ⅲ）
- 【様式 15】 教員用 実習 学生評価用紙（理学療法評価実習）
- 【様式 16】 教員用 実習 学生評価用紙（理学療法総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ）

資料

- 【資料 1】 授業科目表

別資料

☐ 指導者確認資料

- 【別紙資料 A】 臨床実習指導者情報シート（見学版）
- 【別紙資料 B】 臨床実習指導者情報シート（評価総合版）

☐ 臨床実習ワークブック

- 【別紙資料 C】 理学療法見学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲワークブック
- 【別紙資料 D】 理学療法評価・総合臨床実習ワークブック

I. リハビリテーション学科の教育と臨床実習

1. 本学の教育理念

現実に立脚した学術の研究と教育を通じて、明日の社会を開く学識と実務能力を兼ね備えた指導的人材の育成を目指し、時代の進展に対応し得る広い視野と創造性をつちかい、誠実にして協調性のある心身ともに豊かでたくましい実践力を持った人材を養成する。

2. リハビリテーション学科の教育目標(ディプロマ・ポリシー)

(1) 人間愛に基づき「人」を中心に捉えた全人的ケアのできる専門的知識・技術・態度の修得

リハビリテーションとは、単に身体機能の回復をめざすものではなく、人間としての尊厳ある生き方の回復を支援することである。その役割を果たす理学療法士・作業療法士となるために、人間愛に基づいた自尊心と他者の理解と思いやりを育み、全人的ケアの素養を持った人材を育成する。

(2) 個別的で多様な保健医療ニーズを把握できる情報収集・問題解決能力の修得

今後も超高齢社会の進展による医療・介護制度の変化や医療技術の高度化・複雑化の中で、主体的に保健医療ニーズを把握するための情報収集を行い、対象者の個別的な問題解決に取り組む能力を持った人材を育成する。

(3) 多職種間と連携・協働し、主体的にチーム医療や地域包括ケアに参加できる倫理観と責任感の修得

高度化・複雑化する医療や地域包括ケアの現場では、各関連専門職の専門性と独自性のある業務があり、多職種間相互の連携と協働作業が求められるため、それぞれの役割を理解し、倫理観と責任感をもってチーム医療と地域包括ケアの中で貢献できる人材を育成する。

(4) 知識・技術を高め、社会の変化に強い関心を持ち、多様な視点を持てる探求心と研究心の修得

社会の変化により刻々と変化する保健医療ニーズに対応できる知識と技術を高め続けようと研鑽する意欲を維持し、リハビリテーションに関する問題や新しい知見に対して主体的に探究し、研究に取り組む態度を持った人材を育成する。

Ⅱ．臨床実習の種類

1．臨床実習の種類とスケジュール

【理学療法見学実習Ⅰ】

開講時期：1 年次後期（1 単位）

【理学療法見学実習Ⅱ】

開講時期：1 年次後期（1 単位）

【理学療法見学実習Ⅲ】

開講時期：2 年次後期（1 単位）

【理学療法評価実習】

開講時期：3 年次後期（6 単位）

【理学療法総合臨床実習Ⅰ、理学療法総合臨床実習Ⅱ】

開講時期：4 年次前期（各 6 単位）

＊理学療法士及び作業療法士の学校養成施設指定規則において臨床実習は、1 単位を 40 時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間以外に行う学習などがある場合は、その時間も含め 45 時間以内となっている。本学では 1 日あたり 8 時間の実習（自宅での課題を課す場合は 1 時間以内の課題）、1 週間あたり 5 日（40 時間以上 45 時間以内）の実習を標準と考えている。

2. 理学療法見学実習ⅠおよびⅡ

<目的>

医療施設や医療提供施設、非医療施設、行政や在宅、地域における理学療法実践を見学することで、理学療法の対象者となる疾病や障がいや有する者や問題の特徴を認識するとともに、理学療法士を目指すにあたり自己の適性を確認させる。また、各現場における実際の理学療法実践を見学することで、理学療法の役割や位置付けを学修する。医療・介護・福祉分野における他職種の専門性と相互の連携を理解し、理学療法士への動機付けや学習意欲を高める。

<到達目標>

- (1) 医療・保健・福祉領域における理学療法士の役割・分担について理解する。
- (2) 疾病や障がいや有する者の問題を身体的側面・社会的側面の双方から理解する。
- (3) 理学療法士と関わる他の関連職種についての役割・分担・専門性を理解する。
- (4) 理学療法士を目指すにあたっての、自己の適性を理解する。

<方法>

実習期間はそれぞれ1週間とする。実習は臨床実習に加え、事前と事後に学内のセミナーを行う。

(1) 事前セミナー

実習に臨むにあたり自身の現状を踏まえ、目標や心がけるべきことについて話し合う。またマナー講座や感染予防講座を行う。さらに、各実習施設の役割や機能、そこにおける対象者の抱える問題について予習する。

(2) 臨床実習中

臨床実習指導者のもとで見学を中心とした実習を行う。実習中は理学療法士が勤務する施設の果たす社会的役割や機能の概要と、その施設における理学療法士の役割や業務内容を把握する。また、医療従事者同士や医療従事者と対象者との関係を見学し、コミュニケーションの重要性を理解する。さらに、理学療法士となる自己の適性について深慮することを目的とする。

(3) 事後セミナー

見学実習を通じて経験したこと、学んだことを振り返り、理解を深める。教員とのディスカッションを通じてコミュニケーション能力を高める。目標シートやセミナー報告書などを作成することで、文章能力を高める。

<成績判定>

成績は学内の事後セミナーで実習担当教員が判定する。なお、4/5以上の出席が必要である。

<事後セミナー時の提出物>

- (1) 理学療法見学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲワークブック
- (2) 臨床実習指導者情報シート（見学版） **【様式2】**
- (3) 欠席・早退・遅刻届および臨床実習事故/感染報告書 **【様式6-7】**（該当者のみ）

3. 理学療法見学実習Ⅲ

<目的>

理学療法見学実習Ⅰ・Ⅱを踏まえ、医療施設とは異なる医療提供施設等での地域における理学療法の実践を見学する。理学療法の対象となる疾病や障害を有する者の問題および特徴を理解し、理学療法に必要な知識、技術、態度を学修する。その際、理学療法士を取り巻く関連諸制度や地域連携、物的および人的社会資源なども併せて学修し、地域や社会における理学療法士の役割と位置づけを学修する。また、自己課題を自ら抽出し、次の理学療法評価実習に備える。

<到達目標>

- (1) 地域に在住し生活している障がい児・者と家族を取り巻く社会環境を含めた包括的な社会的リハビリテーションアプローチを見学し、理解を深める。
- (2) 地域リハビリテーションにおける理学療法士の役割を理解し、併せて他の関連職種の役割や諸制度、地域連携、社会資源などについても学修する。
- (3) 各種施設あるいは在宅における対象者の捉え方や理学療法の知識・技術がどのように活用できるかを学修する。
- (4) 事例検討等を含めたプログラムに基づいて、地域理学療法のあり方を学修する。

<方法>

実習期間は1週間とする。実習は臨床実習に加え、事前と事後に学内のセミナーを行う。

(1) 事前セミナー

実習に臨むにあたり自身の現状を踏まえ、目標や心がけるべきことについて話し合う。また、見学実習Ⅰ・Ⅱで学修したことを踏まえ、改めて理学療法士に求められる礼節や感染予防などを確認する。さらに、理学療法見学実習Ⅲにおける到達目標を参照し、本実習における自らの目標設定を行うとともに、各実習施設の役割や機能、地域や地域在住者が抱える課題について予習する。

(2) 臨床実習中

臨床実習指導者のもとで見学を中心とした実習を行う。実習中は、地域において理学療法士が果たす社会的役割や業務内容を把握する。また、地域リハビリテーション活動および地域理学療法を展開する過程で、どのような関連職種や機関、あるいは当事者やその家族と連携をとっているのかを理解する。加えて、理学療法士が行う通所・訪問リハビリテーションの見学を通して、具体的な業務内容を把握し、理学療法士に求められる態度・知識・技術を確認し、自己課題を抽出する。

(3) 事後セミナー

実習を振り返り、学修した内容を整理し共有する。自ら設定した目標とともに、本実習の到達目標について学修できたか確認する。学修内容は、個別に報告書等に要約をまとめ、学生間で共有し意見交換をすることで他者の経験から得られる新たに学びや気づきを通して、自身の学修成果と課題を確認する。

<成績判定>

成績は、学内の事後セミナーで実習担当教員が判定する。なお、4/5以上の出席が必要である。

<事後セミナー時提出物>

- (1) 理学療法見学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲワークブック
- (2) 臨床実習指導者情報シート（見学版） **【様式2】**
- (3) 欠席・早退・遅刻届および臨床実習事故/感染報告書 **【様式6-7】**（該当者のみ）

4. 理学療法評価実習

<目的>

臨床現場における診療チームの一員として実際の症例に対し、医療面接を行うとともに観察や診療記録からの情報収集を経験する。さらに、基本的検査・測定の実施による理学療法評価に基づき、ニーズの把握、問題点の設定、治療計画の作成までの一連の理学療法過程を経験し、理解を深めることを目的とする。

<到達目標>

- (1) 臨床現場において基本的検査・測定を実践し、これまでに学修した知識・技術を再確認する。
- (2) 実際の症例に対し、指導者のもと医療面接を行い、観察や診療記録からの情報収集を経験し、実践能力を養う。
- (3) 学内で修得した検査・技術の実施を通じた理学療法評価に基づき、ニーズの把握、問題点の設定、治療計画の作成までの一連の理学療法過程を経験し理解を深める。
- (4) 症例報告会などで、対象者の問題点の設定および治療計画の決定過程をディスカッションし、理解を深める。

<方法>

実習期間は6週間とする。実習は臨床実習に加え、事前と事後に学内のセミナーを行う。

(1) 事前セミナー

各実習施設での実習に先立ち、各実習施設の役割や機能、そこにおける対象者の抱える問題について予習する。OSCE (Objective Structured Clinical Examination ; 客観的臨床能力試験) や CBT (Computer Based Testing) にて学習の到達度を包括的に評価する。

(2) 臨床実習中

実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督のもとで行う診療参加型の臨床実習を行う。実際の症例に対し、医療面接を行うとともに観察や診療記録からの情報収集を経験する。次に、基本的な検査・測定の展開による理学療法評価に基づき、ニーズの把握、問題点の設定、治療計画の作成までの一連の理学療法過程を経験する。最後に問題点の設定および治療計画の決定過程について経験し、理解を深める。なお、経験の段階は見学から共同参加、実施へと段階的に積めることが望ましい。

(3) 事後セミナー

各施設の実習を通じて経験したこと、学んだことを振り返り、臨床実習後における学習の到達度を、面接試験、OSCE (Objective Structured Clinical Examination ; 客観的臨床能力試験)、CBT (Computer Based Testing) などによって包括的に評価する。

<成績判定>

成績は学内の事後セミナーで実習担当教員が判定する。なお、4/5 以上の出席が必要である。

<事後セミナー時提出物>

- (1) 理学療法評価・総合臨床実習ワークブック
- (2) 臨床実習指導者情報シート (評価総合版) 【様式4】
- (3) 欠席・早退・遅刻届および臨床実習事故/感染報告書 【様式6-7】 (該当者のみ)

5. 理学療法総合臨床実習 I

<目的>

理学療法の基本的原理を把握し、治療技術の正確さと各技術の理論的裏づけを確認する。臨床現場では診療チームの一員として参加し、小児から高齢者まで幅広い年齢層の対象者に接し、理学療法実施に際し、施設のみならず地域を含めたリハビリテーションの目的を把握することに努める。また、対象者を評価、分析し、治療計画を立て、それを実行し、再評価する基本的実践能力を養うことを目的とする。

<到達目標>

- (1) 理学療法の基本的原理を把握し、治療技術の正確さと各技術の理論的裏づけを認識する。
- (2) 小児から高齢者まで幅広い年齢層の対象者に接し、理学療法実施に関して、施設のみならず地域を含めたリハビリテーションの目的を把握し、理解する。
- (3) 臨床チームならびに指導者のもとで、対象者を評価し、分析し、治療計画を立て、それを実行し、再評価する基本的実践能力を養う。

<方法>

実習期間は6週間とする。実習は臨床実習に加え、事前と事後に学内のセミナーを行う。

(1) 事前セミナー

各施設での実習に先立ち、実習施設の役割や機能、そこにおける対象者の抱える問題について予習する。OSCE (Objective Structured Clinical Examination; 客観的臨床能力試験) や CBT (Computer Based Testing) にて学習の到達度を包括的に評価する。

(2) 臨床実習中

実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型の臨床実習を行う。実際の症例に対し、医療面接を行うとともに観察や診療記録からの情報収集を経験する。次に、基本的な検査・測定の実施による理学療法評価に基づき、ニーズの把握、問題点の設定、治療計画の作成までの一連の理学療法過程を経験する。最後に問題点の設定および治療計画の決定過程について経験し、理解を深める。なお、経験の段階は見学から共同参加、実施へと段階的に積めることが望ましい。

(3) 事後セミナー

各施設の実習を通じて経験したこと、学んだことを振り返り、臨床実習後における学習の到達度を、面接試験、OSCE (Objective Structured Clinical Examination; 客観的臨床能力試験)、CBT (Computer Based Testing) などによって包括的に評価する。

<成績判定>

成績は学内の事後セミナーで実習担当教員が判定する。なお、4/5 以上の出席が必要である。

<事後セミナー時提出物>

- (1) 理学療法評価・総合臨床実習ワークブック
- (2) 臨床実習指導者情報シート (評価総合版) 【様式4】
- (3) 欠席・早退・遅刻届および臨床実習事故/感染報告書 【様式6-7】 (該当者のみ)

6. 理学療法総合臨床実習Ⅱ

<目的>

理学療法総合臨床実習Ⅰに引き続き、施設において診療チームの一員として参加し、実習を行うことで対象者に対する視野を広げ、基本的理学療法を独立して行えるよう実習する。さらに、理学療法部門の業務・管理・運営を学び、医療機関や福祉施設における各種組織との連携に関して学修し、専門職としての理学療法士の資質を高める。

<到達目標>

- (1) 施設での実習を行うことで対象者への視野を広げ、臨床チームおよび指導者のもとで基本的理学療法を行えるようになる。
- (2) 理学療法部門の業務・管理・運営を理解する。
- (3) 医療機関や福祉施設における各種組織との連携を理解する。
- (4) 専門職としての理学療法士の資質を高められる。

<方法>

実習期間は6週間とする。実習は臨床実習に加え、事前と事後に学内のセミナーを行う。

(1) 事前セミナー

各施設での実習に先立ち、各実習施設の役割や機能、そこにおける対象者の抱える問題について予習する。また、OSCE (Objective Structured Clinical Examination ; 客観的臨床能力試験) や CBT (Computer Based Testing) にて自身の学習の到達度を包括的に評価する。

(2) 臨床実習中

実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型の臨床実習を行う。実際の症例に対し、医療面接を行うとともに観察や診療記録からの情報収集を経験する。次に、基本的な検査・測定の実施による理学療法評価に基づき、ニーズの把握、問題点の設定、治療計画の作成までの一連の理学療法過程を経験する。最後に問題点の設定および治療計画の決定過程について経験し、理解を深める。なお、経験の段階は見学から共同参加、実施へと段階的に積めることが望ましい。

(3) 事後セミナー

各施設の実習を通じて経験したこと、学んだことを振り返り、臨床実習後における学習の到達度を、面接試験、OSCE (Objective Structured Clinical Examination ; 客観的臨床能力試験)、CBT (Computer Based Testing) などによって包括的に評価する。

<成績判定>

成績は学内の事後セミナーで実習担当教員が判定する。なお、4/5 以上の出席が必要である。

<事後セミナー時提出物>

- (1) 理学療法評価・総合臨床実習ワークブック
- (2) 臨床実習指導者情報シート（評価総合版）【様式4】
- (3) 欠席・早退・遅刻届および臨床実習事故/感染報告書【様式6-7】（該当者のみ）

Ⅲ. 学生の役割・責務

臨床実習を充実したものにするために、実習施設においては施設の円滑な管理運営や日常業務に支障をきたすことのないように施設の規律に従い、社会人としてのモラルを持った節度ある態度および行動をとる。特に以下の内容に留意して取り組む。

1. 臨床実習における注意事項

(1) 一般的心得

- ① 実習は、実習施設の厚意のもとに行われていることを常に忘れてはならない。
- ② 実習については、実習施設の臨床実習指導者に従う。当該実習施設の運営、治療方針を尊重し、進んで指導・助言を仰ぐようにする。積極的な態度は望ましいが、未熟な私見に基づいて批判したり、反抗的態度を示したりすることは厳に慎まなければならない。
- ③ 実習を行うことのみが臨床実習ではない。実習施設の概要を把握することが大切である。また、実習施設内で行われていることすべてに積極的な態度を持って接し、できるだけ多くの体験を得るように努める。
- ④ 服装、態度、言動、行動などについては、以下の点を遵守するとともに、学生として、また将来の理学療法士として常識を疑われることがないように注意する。
 - ・ 服装については、原則として本学で指定したユニホームと白の靴下を着用する。
 - ・ 通勤時の靴はローファーまたは運動靴、施設内での靴は、実習用の上履きとする。施設までの身だしなみ、服装にも気を使う。節度のある服装を考え通学すること。
 - ・ 髪、爪、化粧などは他人に不快感を与えないようにする。
 - ・ 爪は短く切ること（指先を超えないように）、マニキュアは禁止する。
 - ・ 髪の毛は、自分のもとの髪の色に戻しておく。
 - ・ 動作の際に髪の毛が揺れて対象者にふれないように縛る。肩にかかる場合も縛る。
 - ・ アクセサリーは、身につけない。
 - ・ 化粧は、必要最低限とする。特にアイメイクはしない。香水は使用しない。
- ⑤ 実習時間内は、原則、スマートフォンなどは使用しない。
- ⑥ 実習施設に無用な電話をしない。
- ⑦ 身体やユニホームは常に清潔に保ち、また施設内での手洗いや手指消毒を励行することで感染の予防を心がける。

(2) 対象者に対する心得

- ① 対象者に対しては、誠意と尊敬の念を持って接し、馴れ馴れしい態度や言葉遣いを避ける。対象者には温かく、かつ寛容な態度で接する。
- ② 対象者から診断名、経過、予後などについて尋ねられた場合、自分が学生であることを説明し、担当の臨床実習指導者に相談する。
- ③ 実習中は安全に心がけ、対象者には慎重かつ謙虚な態度で接し、事故あるいは対象者とのトラブルを避ける。
- ④ 対象者やその家族からの贈り物やその他の心配りに関しては、丁重にお断りし、臨床実習指導者に報告する。

(3) 実習施設における心得

- ① 実習施設における配慮と礼儀を欠かさない。
- ② 臨床実習指導者、職員に対し、敬意と誠実さをもって接する。
- ③ 自らの立場をわきまえ、他者との協調を図る。
- ④ 時間は有効に使い、無駄な私語などはしない。
- ⑤ 対象者や外部の人のいるところで、職員、実習施設などを話題にしない。
- ⑥ 実習施設を常に整理整頓することに気を配る。
- ⑦ 実習施設の身近にいる人や職員の名前を覚える。

(4) 生活上の注意

- ① 勉学という実習の目的を心にとどめ、交友には節度を守る。
- ② 実習先の職員とは、公的な場と私的な場の区別をつけて接する。
- ③ 実習先の職員に、実習にとって必要なこと以外の依頼を安易にしない。
- ④ 施設を去る際に、借用した物品、書物などを返却する。
- ⑤ 移動時は原則、公共交通機関を利用し、事故には十分注意する。

2. 個人情報の保護について

『個人情報保護法』¹⁾の施行に伴い、学生は対象者のプライバシーを保護するため、診療録へのアクセスや各種情報の取り扱いについて、一般的注意事項および各施設の規定などに十分に留意して行動しなければならない。学生各自はこの原則を遵守の上、各施設の定める規定をよく守り、利用者の個人情報漏洩などの事故発生を予防するよう努める。

(1) 臨床実習上の一般的留意事項

- ① 学生は実習施設において職員と同様に個人情報保護に関する責務を負う²⁾。
- ② 臨床実習指導者に説明を受け、各実習施設の規則を遵守する。

(2) 実習記録の取り扱い

- ① 個人情報の記載について、学生が作成するレポート、報告書、実習ノート、経過記録などには、個人や施設を特定できるような下記事項は記載せず、匿名化する。
(対象者の氏名・年齢・生年月日・住所・連絡先・施設名など)
- ② メモ書きなどについても同様の取り扱いとし、紛失に十分留意するとともに、廃棄する時はシュレッダーなどで裁断するなど細心の注意を払う。

1) 個人情報保護法とは、個人情報の不適正な取り扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、国の行政機関・独立法人などが個人情報の取り扱いにあたって守るべきルールを定めた法律である。

2) 理学療法士及び作業療法士法第 16 条において、「業務上知り得た人の秘密を守る義務」が課せられている。この規定に違反して、正当な理由がないにもかかわらず、その業務上知り得た人の秘密を漏らした時は、法第 21 条第 1 項の規定により、50 万円以下の罰金に処せられる。

- ③ カンファレンスなどで配布された資料の取り扱いについては臨床実習指導者に判断を仰ぐ。
- ④ パーソナルコンピューターなどの電子情報は、記録などの紛失がないように責任を持って管理する。
- ⑤ 記録媒体におけるデータは、個人の責任において再使用できない状態で廃棄（削除）する。

(3) 守秘義務

- ① 対象者に関する情報の秘密を守り、治療上知り得た情報は対象者の治療に直接関係する人（対象者、家族）以外には一切漏らしてはならない。
- ② 通学途中における友人との会話や、実習施設内の廊下や食堂、エレベーターでの会話でも個人情報が出ないように十分注意する。
- ③ Facebook や Twitter、LINE、Instagram などのソーシャルネットワークサービスやブログ、掲示板に、実習中に知り得た情報や個人の特定につながるような情報の投稿は一切してはならない。また、対象者や臨床実習指導者などを誹謗・中傷することや揶揄することなども、一切行ってはならない。
- ④ 面会・病状の問い合わせに応じるには本人の同意が必要であり、入院・入所の事実に関しても一切答えてはいけない。まず、臨床実習指導者に判断を仰ぐ。

上記を踏まえた上で、学生は「個人情報保護に関する誓約書【様式5】」を作成、各実習施設に提出する。

3. 出欠の扱いについて

- (1) やむをえない事情による欠席・遅刻・早退などは、前日までに臨床実習指導者と担当教員に届け出る。突発事故、病気などによる遅刻・欠席については、始業前までに臨床実習指導者へ電話連絡し、担当教員へ速やかに電話またはメールで連絡する。
- (2) 以上のいずれの場合にも、必ず所定の用紙【様式7】を事後セミナー時に提出する。
- (3) その他については、本学の履修規定に従う。
- (4) 本学の履修規定に定めてある予防すべき感染症以外の疾病が原因で欠席する場合には、診断書を添付し提出する。
- (5) 1/5 を超える欠席は単位認定の対象外となるため、体調管理には十分注意する。

4. 事故防止と事故発生時の体制

(1) 事故防止

事故の発生を防ぐためには、実際の対象者への医療行為などを行う前に基本的技術を十分に学習するとともに、対象者の状況、周囲の環境などもあわせて認識しておくことが必要である。自分勝手な判断で行動せず、不明な点は必ず臨床実習指導者に相談することを基本とする。また、自己の安全にも留意し、手洗いや物品の取り扱いなどに十分気をつける。

(2) 実習中の事故とは

ここでのいう実習中の事故とは、学生が当事者となって発生した医療上・施設管理上の危害または

破損を示し、以下のように大別できる。

- ① 対象者に対する医療事故
- ② 学生自身に関わる事故
- ③ 施設の設備・物品の破損
- ④ 他者および学生の尊厳に関わる問題

(3) 事故発生時の体制

事故発生時の対策を十分に理解しておくことが重要である。学生が行う対処方法を以下に示す。

- ① 万が一事故が発生したら、学生は、速やかに臨床実習指導者および担当教員に報告し指示を仰ぎ対処する（図 1 参照）。
- ② 学生は、臨床実習指導者の指示のもと、対象者の状況を把握し、安全な状況を確保するように適切な対応を行う。その事故の処理については事故の程度、被害者の受けた苦痛などを考慮し、適切に対応していく。
- ③ 状況が落ち着いた後、臨床実習指導者と共に事故の分析を行い、今後の事故防止に向けての課題について話し合う。
- ④ 臨床実習事故/感染＜加害・被害・自傷＞報告書【様式 6】を作成し、臨床実習指導者の署名・捺印を受けた後、担当教員へ提出する。実習施設で保管が必要な場合は、コピーを取り提出する。
- ⑤ 損害賠償について
すべての学生は総合補償制度（Will2）への加入を義務づけている。（Will2）は学生の傷害事故に加えて、実習先を含む 24 時間の賠償事故、さらに学生の感染症罹患や二次感染にも対応している医療・福祉系学生向けに創られた補償制度である。

5. 感染症発生、感染事故時の体制

(1) 感染予防

実習では、感染症の対象者に接するにあたり、学生自身への感染や学生を介して対象者への感染（院内感染）という事故が起こる危険性がある。学生は、感染予防対策として自己の健康状態に留意し、日常から手洗いやうがいを行っていると同時に、感染防止に必要な知識・技術・態度を身につけることが必要である。また、医療関係者のためのワクチンガイドラインに基づいて抗体値の確認、予防接種を行うこと。

(2) 学生が感染源あるいは感染の媒介者にならないための留意事項

- ① 理学療法の前後に、必ず手洗いや必要に応じて手指消毒を行う。
- ② 対象者の抵抗力、免疫状態、感染の有無などを把握する。
- ③ 易感染者に理学療法を行う場合、予防衣の着用やマスクの装着、消毒薬の噴霧など、必要な準備を確実に行う。
- ④ 自分が感染症に罹患している可能性がある場合は、マスク装着など、伝播を防ぐ。特に、易感染者との接触は十分に考慮し、必要ならば接触を控える。
- ⑤ 血液や膿汁、尿、分泌物など、感染源となり得る物の取り扱いには十分注意する。
- ⑥ 着用後の実習着の取り扱いについて

IV. 臨床実習指導者の役割（臨床実習指導者の皆様へのお願い）

教員の学生指導体制

実習施設と教員は、実習施設の臨床実習指導者と事前に連絡を密に取り、実習目的・方法・スケジュールを調整・確認する。実習中に発生する可能性がある事故などの緊急事態に対応できるように事前に協議する。また担当教員は、学生の目標達成状況、臨床実習上の問題点などについて確認し、適時対応する。

1. 実習前

当該学生が電話連絡を致しますので、以下の項目についてご確認・説明をお願いいたします。

- ・ 実習初日の集合時間、集合場所、交通手段の確認
- ・ 食事など生活面に関する説明
- ・ 書類の確認（必要に応じて）
- ・ 服装、持参するものなどの確認

＊本学では学生紹介用紙を事前には配布せず、臨床実習ワークブック内に個人資料のページを設けています【様式8-9-10】。臨床実習ワークブックは学生が実習初日に持参いたします。学生の性別、氏名は実習依頼状／実習承認申請書に記載してお伝えさせていただきますが、それ以外の事前情報が必要な場合は個別にご相談ください。

2. 実習初日

当該実習施設における留意事項および施設の概要、業務内容、実習スケジュール、実習期間の生活など実習全般を通した注意事項などについてオリエンテーションをお願いいたします。

※ 必要書類の取り扱い

以下の書類を学生よりお受け取りください。

- ・ 個人情報保護に関する誓約書
- ・ 各施設で定められて事前に提出を求めている書類

臨床実習ワークブックは実習中の記録にも使用しますので、学生が管理し、指導者の先生には確認をお願いいたします。学生には日々の振り返りを振り返りシートに簡単に記録として残しておくように指導いたしますので、学生の振り返りの内容をご確認のうえ口頭でのディスカッションを交えたご指導をお願いいたします。また、振り返りシートは1週間毎に主たる指導者のコメント、実習日数（出席）、指導者氏名、ならびに捺印をお願いいたします。

3. 実習中

実習中、理学療法見学実習Ⅰ・Ⅱを除き、学生には臨床実習ワークブックに経験した内容をチェック形式で記録するよう指導しています。可能であれば、指導者の先生と学生とで振り返りながらチェックしていただけますと、経験内容が明確になり、学習に繋がりやすくなると考えております。

理学療法見学実習Ⅲでは臨床実習ワークブック内の経験項目チェックリストをご確認下さい。理学療法評価実習・理学療法総合臨床実習Ⅰ・Ⅱに関しましては臨床実習ワークブック内の「評価・治療チェックリスト運用マニュアル」を参照いただき、安全面に配慮していただいたうえで学生の経験のレベルが少しでも上がるようにご指導ください。学生は診療チームの一員として参加させていた

できますので、経験の項目には偏りが出るものと思いますが、各施設の特徴に応じて幅広い経験を積まさせていただきますよう、お願いいたします。

また、実習期間中に何らかの問題が生じた場合は、できるだけ速やかに実習管理センターへ連絡をいただきますようお願いいたします（代表：0742-95-9800）。業務時間外などで電話の繋がらない場合は、メール連絡をお願いいたします（実習管理センター：ngu-reha@naragakuen-u.jp）。

※ 必要書類の取り扱い

- ・ 欠席、早退、遅刻届は、その都度、内容をご確認の上、署名、捺印し、学生にお渡しください。
- ・ 体調不良による欠席で提出された診断書はご確認いただき、学生にお渡しください。
- ・ 事故発生報告書はその都度、内容をご確認の上、署名、捺印し、学生にお渡しください。

(1) 欠席、早退、遅刻について

欠席、早退、遅刻については、学生から実習施設の臨床実習指導者に報告致します。

(2) 事故などの扱いについて

事故防止において十分なお配慮をお願いいたします。

- ① 実習生に対しては、対象者のリスクに関する情報を与えてください。
- ② 実習生の臨床実習中の行動は、できる限り臨床実習指導者の監視下においてください。
- ③ 事故・感染症発生などの扱いについては「Ⅲ. 学生の役割・責務」をご参照ください。万が一事故などが発生した場合には、臨床実習指導者のもと担当教員と適切な処置をお願いいたします。

※ 実習中（実習時間内、通勤中も含む）の事故に関しましては、全学生が加入しております「総合補償制度（Will2）」で対応することが可能です。

4. 実習最終日

実習最終日は必要書類を最終確認の上、学生の実習を評価し、改善すべき点などをご指導ください。書類については漏れのないように学生にお渡しください。

※必要書類の取り扱い（見学：理学療法見学実習 評価総合：理学療法評価実習・総合臨床実習）

- ・ 臨床実習ワークブックの振り返りシート（見学：【様式1】、評価総合：【様式3】）のコメント、実習日数、署名、捺印をご確認下さい。
- ・ 申し送り事項を所定の欄（見学：【様式1 1】、評価総合：【様式1 2】の「2. 指導者申し送り」の欄）にご記入ください。
- ・ 臨床実習指導者情報シート（見学：【様式2】、評価総合：【様式4】）をご記入ください。

5. 成績について

成績の判定は実習担当教員が行います。臨床実習指導者の先生方におかれましては、学生の態度・意欲面での問題等が見られた場合、学生本人に注意していただくとともに、申し送り事項としてご記入いただくか、速やかに担当教員までご報告ください。

6. 学生の履修状況について

手引きの巻末に授業科目表【資料】を掲載しております。

V. 大学教員の役割

学生の実習が有意義なものとなり、滞りなく終了するために、また臨床実習施設に対して不利益が生じないために、大学教員はあらゆる面で実習をサポートする。

1. 実習前

事前セミナーの実施

教員は実習に関する事前セミナーを開催し、学生に対して事前に十分な説明、指導を行うとともに、学生の実習前の学習の到達度を把握する。具体的には「臨床実習教育の手引き」をもとに、以下の項目について確認、指導を実施する。

- ・ 保険加入の確認
- ・ 実習に対する心構え
- ・ 実習に関する各種書類の取り扱い
- ・ 事前セミナー・事後セミナーの実施と学習到達度の確認
- ・ その他（必要に応じて個別面談や補習）

2. 実習中

(1) 実習期間中の実習地訪問

実習期間中、教員は臨床実習指導者と学生に連絡を取り、実習状況、進行具合について確認し、必要な調整と指導を行う。実習中の問題発生などに対して、必要に応じて連絡あるいは訪問を含めた対応を講じる。

(2) 電話やメール連絡等による指導

必要に応じて学生と連絡を取り臨床実習の進捗状況などの指導を行う。

3. 実習終了後

(1) 事後セミナーの開催

実習の総括、また臨床実習後における学習の到達度を確認するために、事後セミナーを行う。

(2) 単位認定

出席状況、提出課題、実習成績表、事前・事後セミナーなどを総合的に評価し単位認定を行う。

VI. ハラスメントについて

本学は、「奈良学園大学におけるハラスメント防止及び対策に関する規定」や「奈良学園大学ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、ハラスメントの防止に努めている。実習中についても学内の当該規定・ガイドラインを適用する。尚、ハラスメントの対象となるのは、臨床実習指導者、学生、教員など立場に限ったものではない。

1. 実習中のハラスメントの種類

(1) セクシャル・ハラスメント

不必要な身体への接触・性的な言動、性別差別的言動、身体的特徴に対する言動などを指す。

(2) アカデミック・ハラスメント

正当な理由なく教育指導を行わず、学習活動を困難にする行為、学習内容に関して不当に評価する言動、心身の健康を害する可能性を生じさせる不当な課題の提示などを指す。

(3) パワー・ハラスメント

人格を貶めるような発言、上下関係を用いた嫌がらせ行為、威嚇や恐怖を与えるような大声・怒鳴り声で話す行為、周囲に対して見せしめ行為をすることで精神的な攻撃をしたり萎縮させたりする行為、指示や課題を適切に提示していない状態で発生したミスを不当に責める行為などを指す。

(4) その他のハラスメント

マタニティハラスメント、女性差別、障がい者差別、部落差別などの諸差別、性的マイノリティ差別、感染症患者への差別などを含む。また、いじめ行為も含まれる。

2. 奈良学園大学のハラスメントに対する基本姿勢

(1) 大学は、人権尊重の精神に則り、学生及び教職員が互いに尊重し合い、人として対等のコミュニケーションを取り合い、平等に能力を発揮し協力し合える、自由で開放的な環境を作ることに努めなければならない。

(2) 良好な環境のもと、その持てる力を最大限に活かし勉学、教育、研究、就労活動を遂行することは、全員の責務であり、大学の社会的使命でもある。

3. ハラスメント発生時の対応

万が一ハラスメントと思われる事案が発生した場合は、速やかに、実習担当教員または実習管理センターに相談してください。事実確認や仲裁をもって担当教員が迅速に対応致します。

